

松江市原子力発電所環境安全 対策協議会からのお知らせ

本市では、市民の皆様から原子力に関するご意見を伺い本市原子力行政に反映することを目的として、松江市原子力発電所環境安全対策協議会を設置しています。

当協議会には、広範な分野の皆様にご委員としてご出席いただき、これまで合計10回の協議会を開催しました。

議題には、島根原子力発電所の運転状況をはじめ、環境放射線などの測定結果、島根2号機でのプルサーマル計画などを取り上げ説明するとともに、原子力発電所の耐震安全性に関する勉強会、核燃料サイクル施設見学会を開催し、委員の皆様から多数のご意見をいただいています。

今回は、平成19年度に開催した2回の協議会の概要をお知らせします。

No.5

平成20年1月1日

発行：松江市総務部防災安全課原子力安全対策室
電話：0852-55-5616 FAX：0852-55-5617

平成19年度 第1回協議会（平成19年5月17日開催）

●議題●「中国電力(株)の発電設備における不適切対応について」

平成18年10月、中国電力(株)俣野川発電所土用ダムに関する測定値改ざんと隠ぺい問題を発端に、国が指示した発電設備の総点検により、他の電力事業者においても発電設備における不適切対応が相次いで表面化し、島根原子力発電所では、29もの不適切事案が判明しました。このうち2事案は、国において最も重い区分に評価され、保安規定の変更命令などの行政処分と特別な検査の実施など厳しい対応がとられました。

第1回協議会では、この発電設備における不適切対応について経過説明を行い、中国電力(株)から原子力発電設備に係る総点検の概要と結果について説明しました。

また、本市は、島根原子力発電所における不適切事案の事実確認のため、安全協定に基づく立入調査を行い、中国電力(株)の点検方法と結果が概ね報告どおりであったことを説明しました。

平成19年度 第2回協議会（平成19年10月4日開催）

●議題1●「島根原子力発電所の運転状況について」

平成19年3月から平成19年8月までの運転状況について、本市から島根県プレス発表資料、安全協定に基づく連絡文書により説明しました。（平成19年2月までの運転状況は、平成18年度第6回協議会で報告済み）

●議題2●「環境放射線の測定結果などについて」

平成18年度第3四半期、第4四半期の環境放射線および温排水の調査結果について、島根県から説明しました。島根原子力発電所の運転に伴う周辺環境への放射線の影響および温排水の特異な状況は認められないとの調査結果でした。（平成18年度第1四半期、第2四半期の調査結果は、平成18年度第6回協議会で報告済み）

●議題3●「島根原子力発電所における不適切対応に関する再発防止対策の実施状況について」

平成19年度第1回協議会で説明した原子力発電設備に係る総点検に関する再発防止対策について、中国電力(株)の社内検討体制、実施スケジュール、実施済みの再発防止対策など、その取り組み状況について中国電力(株)から説明しました。

●議題4●「新潟県中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所の被害に関する対応について」

平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震では、震央に近い柏崎刈羽原発で想定を上回る揺れを観測し、また、所内変圧器の火災や微量の放射性物質が漏れいするなど、原子力発電所の耐震安全性に対する市民の不安感を高める結果となりました。

このことにより、新潟県中越沖地震を踏まえた対応について、国および中国電力(株)に説明を求めました。

中国電力(株)原子力部門組織の今後の方向性について

●島根原子力発電所における不適切事案に関する申し入れ

国の指示による発電設備の総点検により、島根原子力発電所で判明した不適切事案は、「島根原子力発電所周辺住民の安全確保が全てに優先する」という中国電力(株)との安全協定の趣旨にも反し、市民の原子力発電所に対する不信感、不安感を高める結果を招きました。

数々の不適切対応が行われた原因の一つとして、本市にある発電所と広島市にある中国電力(株)本社が時間的、距離的に離れており、迅速な情報共有と意思決定ができないという組織の問題が考えられます。

このことから、中国電力(株)本社にある原子力部門の本市への移転を含め、組織、体制の抜本的強化を検討することなどについて、平成19年4月27日に中国電力(株)に申し入れを行いました。

●原子力部門組織の見直しについて

本市の申し入れに対して、平成19年11月9日に中国電力(株)から組織、体制の検討結果について回答を受けました。

この回答について、本市では一定の評価をしていますが、今回の見直しを出発点として、その結果も検証しながら、今後の状況変化にも柔軟に対応し、組織体制の発展充実が必要と考えています。

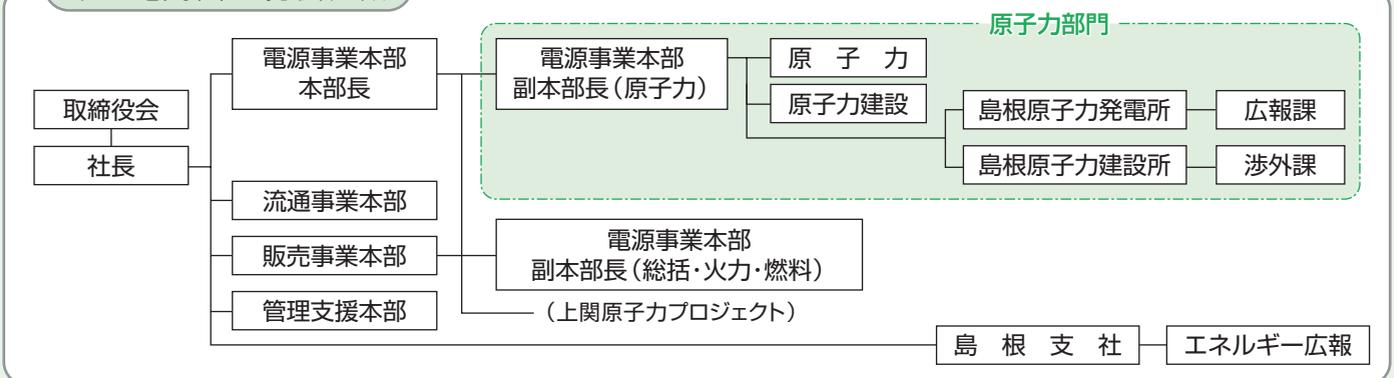
なお、回答を受けた組織見直しに関する基本方針と新組織体制については、次のとおりです。

組織見直しの方向性 …… 不適切事案の再発防止、島根3号機増設、耐震安全性への対応を踏まえ、「地域の安心につながる体制」の構築を図る

新組織体制の骨子 …… 「島根原子力本部」を松江市に新設し、原子力部門の責任者を常駐させ、発電所・建設所業務と松江市での広報活動などの地域対応を一体的に統括するとともに、本社の原子力部門も統括する

原子力部門の新組織 …… 平成20年2月を目途に、原子力部門組織が次のとおり変わります

中国電力(株)の現状組織



中国電力(株)の新組織

